

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第4部会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月10日（火） 13時50分から14時40分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室

3. 出席者 建部部会長、石澤委員、濱田委員、富永委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（厚生年金保険 1件）

厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第1部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月11日（水） 14時00分から17時10分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 高荒部会長、岡村委員、関原委員、辺見委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（厚生年金保険 3件、脱退手当金 1件）

厚生年金保険事案3件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

また、脱退手当金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第3部会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月12日（木） 14時00分から15時30分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 石井洋子部会長、石井洋二郎委員、高井委員、宮島委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第2部会（第26回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月17日（火） 14時00分から16時05分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 横田部会長、高藤委員、正岡委員、益子委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（厚生年金保険 4件、脱退手当金 1件）

厚生年金保険事案4件について、部会として3件を年金記録を訂正する必要があると決定し、残りの1件については年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、脱退手当金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第4部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月24日（火） 14時00分から16時50分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第6委員会室

3. 出席者 建部部会長、石澤委員、濱田委員、富永委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第1部会（第28回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月25日（水） 14時00分から16時10分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 高荒部会長、岡村委員、関原委員、辺見委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 3件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案3件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第3部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月26日（木） 14時00分から15時30分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 石井洋子部会長、石井洋二郎委員、高井委員、宮島委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（厚生年金保険 3件）

厚生年金保険事案3件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

関東信越地方年金記録訂正審議会神奈川第2部会（第27回）議事要旨

1. 日 時 平成28年5月31日（火） 14時00分から16時10分まで

2. 場 所 横浜地方合同庁舎5階 第4委員会室

3. 出席者 横田部会長、高藤委員、正岡委員、益子委員

4. 議 題

処分案等の審議

5. 会議経過

処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 3件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

また、厚生年金保険事案3件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。